平成２３年（フ）第１０５号
島根県出雲市大津町1754番地４　大津県営住宅２―221
債務者　鄭　　康子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第５２８号
埼玉県狭山市富士見２丁目10番12号、前住所埼玉県狭山市狭山台２丁目８番地の３
破産者　髙橋富士夫
1　主文　当裁判所が平成23年９月９日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、免責意見申述期間につき「平成24年11月４日まで」とあるを「平成24年１月13日まで」と更正する。
2　決定年月日　平成23年11月30日
さいたま地方裁判所川越支部

破産管財人選任及び辞任並びに財産状況報告集会等期日等変更

平成２３年（フ）第１５９号
静岡県富士市伝法281番地の11　サンモール伝法205号、前住所静岡県富士宮市外神900番地の１、前々住所静岡県富士市松岡168番地の３
破産者　米山　雅人
1　平成23年11月29日　破産管財人　弁護士　石野　　弘選任
2　平成23年12月２日　破産管財人　弁護士　山内　有二辞任
3　主文　平成24年２月９日午前11時30分の財産状況報告・一般調査・廃止意見聴取・計算報告集会・債権調査期日・免責審尋期日を平成24年３月８日午前11時30分に変更する。
4　主文　平成24年２月16日の免責意見申述期間末日を平成24年３月15日に変更する。
平成23年11月29日　静岡地方裁判所富士支部

破産終結

平成１５年（フ）第４０２号
福岡県大牟田市大字草木364番地の１
破産者　株式会社ニシヤマ
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し終結した。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成１５年（フ）第４０４号
福岡県大牟田市天神町３番地１、破産決定時の住所福岡県大牟田市大字草木364番地１
破産者　西山　和男
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し終結した。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２７５３号
福岡県大野城市仲畑１丁目21番19号
破産者　株式会社ワシントン・ランドリー
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４１号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目４番14号
破産者　庄子　良浩
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５号
岡山市南区三浜町２丁目２番20号
破産者　大塚　　努
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
岡山市南区三浜町２丁目２番20号
破産者　四宮　清子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６号
広島県府中市鵜飼町708番地の４
破産者　猪原株式会社
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６４号
北海道伊達市弄月町66番地１
破産者　有限会社サクシード
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
横浜市青葉区鴨志田町95番地
破産者　株式会社サクラ住建
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
富山市下奥井１丁目20番５号
破産者　株式会社今浦
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３１号
富山市下新町19番12号
破産者　水島工業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５９号
愛知県岡崎市島町17番地
破産者　株式会社尾花鋼機
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
兵庫県加古川市加古川町河原352番地の13、旧住所徳島市住吉４丁目５番14号
破産者　林　佐喜子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲464番地１
破産者　髙橋　和義
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部